

報道機関からの提言

【参考資料】

○日本経済新聞社・年金制度改革研究会報告	1
○朝日新聞社「希望社会への提言」	8
○読売新聞社提言	14

基礎年金、全額消費税で

本社研究会報告

日本経済新聞社は、年金制度改革に関する報告をまとめた。少子高齢化の加速や保険料未納問題の深刻化で制度維持が難しくなりつつある状態を立て直すために、基礎年金の財政運営を

未納問題や不公平解消

重納報告をまとめた。ただき台として四つの改革案を検討した。四案は①社会保険方式に改良を加える②国民の年金を一元化して最低保障部

持続性高め信頼回復

税率5%上げ、保険料廃止

日本経済新聞社は国民的な議論の参考になることを期し、論説委員会と東京本社編集部が主体となり、〇七年九月に「年金制度改革研究会」を発足させた。外部有識者の意見を聞きながら議論を

基礎年金を税方式にして低年金者に税財源による補完年金を支給する④基礎年金すべてを消費税を財源とする税方式に移行させる—というものだ。それぞれの利点と問題点を細かに比較した。その結果、国民にわかりや

加入させるための原資に充てるようにする。保険料を原則二十五年払わなければ受給権が得られない最低加入要件は大幅に短縮する。米、英や税方式年金を採用している加拿大などを参考に、たとえ最低十年間、日本に住めば受給権を得るようになる。四十年居住で満額支給とする。

より根本的には、経済成長を促す政策や少子化対策に国を挙げて取り組むことが不可欠になる。また与野党は年金制度を政争の具とせず、長期的な視点に立ち、超党派で真摯(しんしん)に議論し、制度改革の合意形成を目指すことが望まれる。

研究会報告の骨子

税方式に全面移行

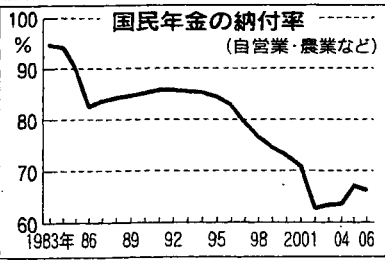
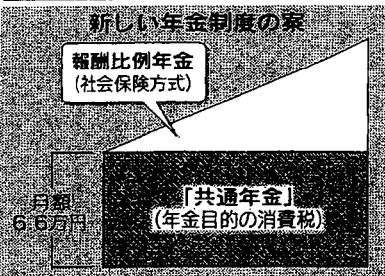
- 基礎年金(厚生、共済年金受給者の基礎年金部分を含む国民年金)の財源を保険料から全額消費税に置き換える
- 税率の上げ幅は5%前後
- 置き換えで全体の負担に増減は生じない

給付水準は現状維持

- 月額給付は満額で6万6000円
- 国内居住10年程度を支給要件に
- 移行期間は旧制度に基づく保険料負担を給付に反映
- 年金課税を強め高所得者への給付を抑制
- 支給開始年齢の引き上げを検討

制度安定へ成長促進

- 3.7兆円の企業負担軽減分は非正規労働者の厚生年金への加入拡大に
- 成長戦略や少子化対策を充実
- 与野党は党派を超えて成案を



社会保険方式から税方式に移行させるよう求めている。給付総額十九兆四千億円(二〇〇九年度)の財源すべてを消費税で賄うことになり、保険料を充てている十二兆円分を消費税に置き換える。このため税率を5%前後引き上げる。保険料は廃止するので全体の負担は変わらない。制度の持続性を確保にするために無年金者をなくすのが狙いだ。(関連特集6・7面に)

社会保険方式から税方式に移行させるよう求めている。給付総額十九兆四千億円(二〇〇九年度)の財源すべてを消費税で賄うことになり、保険料を充てている十二兆円分を消費税に置き換える。このため税率を5%前後引き上げる。保険料は廃止するので全体の負担は変わらない。制度の持続性を確保にするために無年金者をなくすのが狙いだ。(関連特集6・7面に)

給付総額は満額の場合で六万六千円と、いまの基礎年金と同じとする。年金目的の消費税に置き換える十二兆円分を軽減税率の導入を考慮せず減税率の導入を考慮せず税方式年金の利点は第一に、保険料の未納問題

加入させるための原資に充てるようにする。保険料を原則二十五年払わなければ受給権が得られない最低加入要件は大幅に短縮する。米、英や税方式年金を採用している加拿大などを参考に、たとえ最低十年間、日本に住めば受給権を得るようになる。四十年居住で満額支給とする。

財源による補完年金の併給を推す意見があった。現行の基礎年金制度は、二十歳以上六十歳未満の日本に住むすべての人に加入の義務がある。新制度は基礎年金(厚生

員世帯の専業主婦も消費税を払うため、世代内の不公平が緩和される。年金を受給している高齢世代も税を払うので世代間の不公平も和らぐ。第三に、所得の多寡にかかわらず定額を払う国民年金の保険料より、消費額の一定割合を払う消費税のほうが所得が低い人の負担の度合いが軽くなる傾向がある。第四に、社保庁の徴収

十歳までの居住期間に合わせた額を旧制度分と合わせて支給する。未納期間があれば給付は少なくなるが、移行時に限り未納分の一括払いを認める。無年金や極端な低年金で生活に困るような高齢者への配慮も課題だ。生活必需品に軽減税率を導入しそれらの人々も困らないようにする。または新制度のなかで特別な救済策を工夫するなどだ。共通年金は所得による給付制限は設けられないが、高所得の高齢者には所得税の公的年金等控除の縮小で年金課税を強め実質的に給付を抑える。それによる税収増分は再び年金の財源に繰り入れる。

給付総額は満額の場合で六万六千円と、いまの基礎年金と同じとする。年金目的の消費税に置き換える十二兆円分を軽減税率の導入を考慮せず減税率の導入を考慮せず税方式年金の利点は第一に、保険料の未納問題

加入させるための原資に充てるようにする。保険料を原則二十五年払わなければ受給権が得られない最低加入要件は大幅に短縮する。米、英や税方式年金を採用している加拿大などを参考に、たとえ最低十年間、日本に住めば受給権を得るようになる。四十年居住で満額支給とする。

より根本的には、経済成長を促す政策や少子化対策に国を挙げて取り組むことが不可欠になる。また与野党は年金制度を政争の具とせず、長期的な視点に立ち、超党派で真摯(しんしん)に議論し、制度改革の合意形成を目指すことが望まれる。

幅は5%前後になる。移行時は引き上げを二回に分けるなど経過期間を設ける。高齢化と長寿化による受給者増で将来は5%から、さらに上げざるを得ないとみられるが、

を解決できる。国民年金の未納率は三四%、免除や猶予を含めた実質未納率は五一%に達している。財源を年金目的の消費税に置き換えれば未納未加入者などを含めて、すべての人が消費に応じず負担するため未納問題は解消し、無年金に陥る人をなくせる。第一に、負担の不公平を是正できる。いまは保険料を払っていない会社

の分が負担減となり、家計部門の負担は増す。企業の負担軽減分はパートや契約社員など非正規労働者を厚生年金にもっと

10年間居住支給要件に

厚生年金は基礎年金の保険料半額を事業主が払っている。総額は年三兆七千億円。企業部門はこの分が負担減となり、家計部門の負担は増す。企業の負担軽減分はパートや契約社員など非正規労働者を厚生年金にもっと

成長戦略の充実不可欠

成長戦略の充実不可欠

世代間で公平な制度に

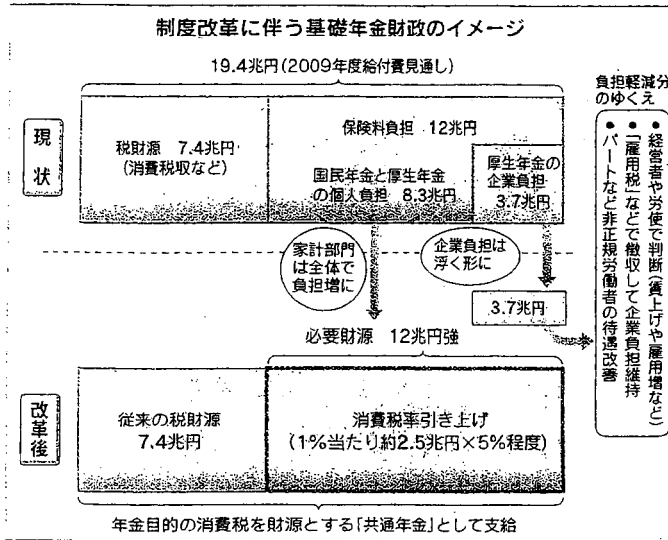
保険料を税で代替

受給者にも応分の負担

共通年金の財源について、研究報告は、現行5%の消費税率を1%引き上げ、地方は0%前後にする。現行も基礎年金の三分の二は消費税でまかなわれている。消費税率は5%前後の幅で上げ、約17兆4千億円は消費

分
増え
減く
負担の

- 終身年金や基礎年金(買上げや雇用増など)に比べて、パートなど非正規労働者の待遇改善
- 雇用税などを徴収して企業負担維持



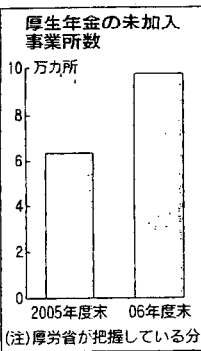
費率などの税財源で賄っている。この部分に加え、保険料として労使が折半で負担する約12兆円(09年度見直し)も消費税率引き上げで賄う。消費税率引き上げによる負担増は、進歩的な「逆進性」が強いとの批判は多い。しかし、保険料にも逆進性がある。例えば、国民年金の保険料は月1万4千円強と収入の多い人も低所得の人も同額で、逆進性は強い。むしろ消費税率を引き上げて税負担する動向に代わって、消費税率の引き上げは進歩的なものが多い。消費税率引き上げによる負担増は、進歩的なものが多い。消費税率引き上げによる負担増は、進歩的なものが多い。

不要になる企業負担分は?

- ① 労使に用途を委ねる
- ② 年金財源の「雇用税」に
- ③ 非正規労働者の待遇向上

重要な論点が、税方式を切り替えても、選んでいる「パート」の「共通年金」への切り替え。全体の構構は同じ。だが、研究報告は三つの選択肢を踏まえ、不要となる約12兆円の年金保険料のうち、計部門の負担が増し、企業負担の約三兆七千億円をどうするか。このままでは、消費税率を法、余裕ができた後は、年金保険料の十二兆円増税する一方で企業負担増に動き

「パート年金」の議論必要



法人税などの納税も増え、かたは疑問が残る。日本経済連連の御手洗 第二にいまの企業負担増を減らすには、パートの雇用税を「雇用税」などの形で通の給付を企業に継続する。厚生年金の入りかた(パート)は、報告書に比べて、年金財源がより安定する主張した。だが、すべて、半面、企業が正社員との待遇差を縮小し、パートの負担を軽減し、

非正規労働者の採用増に動くことも予想される。研究報告が最も望ましいとしたのは第三の選択。パートや契約社員などの非正規労働者に対する老後の備えを厚くする方法。雇用制度改革と年金改革を組み合わせる考え方もいえる。パートの厚生年金の加入要件については、週労働時間が現行の二十時間以上「から」二十時間以上「に」対象を広げる。雇用改革も含めて議論を深めるべきだ。

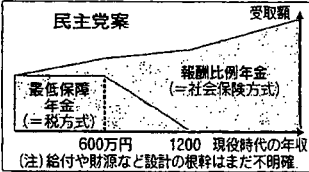
「政争の具」抜本改革先送り

民主党案も財源に甘さ

これまでの年金制度改革は、年金財政の悪化にもかかわらず、制度の根本を揺るがす抜本改革を断念し、給付水準を上げ、給付を控えるなどの場しのぎの対策を繰り返してきた。制度改革が迷走する間、若年層の年金への不信感が増し、未納・未加入の拡大という形で制度が空洞化しつつあるのが実態だ。与野党共に年金を「政争の具」にした結果、抜本改革は先送りとなり、国民の将来に不透明感が広がっている。は一九六一年のことだ。自衛隊書が加入するこの後、高度成長を追い

風は二〇〇〇年代にかけて与党・自民党は年金制度の抜本改革を断念し、給付水準を上げ、給付を控えるなどの場しのぎの対策を繰り返してきた。制度改革が迷走する間、若年層の年金への不信感が増し、未納・未加入の拡大という形で制度が空洞化しつつあるのが実態だ。与野党共に年金を「政争の具」にした結果、抜本改革は先送りとなり、国民の将来に不透明感が広がっている。は一九六一年のことだ。自衛隊書が加入するこの後、高度成長を追い

1961年	国民年金が発足し、国民皆年金実現
1980	旧厚生省が厚生年金の支給開始年齢を60歳から65歳に引き上げ提案
1984	95年メドに公的年金一元化を完了すると閣議決定
1985	給付水準を本格的に引き下げ、基礎年金を導入
1989	学生の国民年金強制加入を決定
1994	厚生年金定額部分の支給開始年齢引き上げ決定、基礎年金国庫負担引き上げ検討方針を示す
1997	JR、NTT、JTの旧三公社の共済年金を厚生年金に統合
1999	自民党と自由党(小沢一郎党首)が連立政権合意。自由党は基礎年金の国庫負担の3分の1から2分の1への引き上げ、消費税の福祉目的税化を要求
2003	衆院選で民主党が「基礎年金税方式」をマニフェストに記載
2004	厚生年金保険料の段階的引き上げ、給付抑制のマクロ経済スライド方式導入。国民年金保険料未納問題が政界にも波及
2007	該当者不明の年金記録5000万件の問題が表面化、社会保障庁改革法成立



若年層の不信・未納、二重の危機に対処法は示されていない。一方、野党は「若年層の不信・未納」を「二重の危機」と捉えている。民主党案は、基礎年金の引き上げ、消費税の福祉目的税化を要求している。しかし、昨夏の参院選のマニフェストでは消費税3%の引き上げの文言は消え、消費税は「通常」に引き上げられるように設計された。特別会計から「埋入」を設計するつもりだ。特別会計から「埋入」を設計するつもりだ。特別会計から「埋入」を設計するつもりだ。

国	標準的な年金支給開始年齢
米国	67(62)
ソウルウェー	67
スイスランド	67
アイルランド	66(65)
英国	65
ドイツ	65(63)
スウェーデン	65(61)
日本	65(60)
カナダ	65(60)
韓国	65(60)
イタリア	男性65(60)、女性60
オーストラリア	65(55)
フランス	60

(注)カッコ内は繰り上げ支給開始年齢 (出典)OECD図表で見る年金 2007年版

改革 世界の潮流

人口の高齢化を背景とした年金財政の悪化は多くの先進国で共通の課題となっている。OECDがまとめた報告書「図表で見る年金 2007年版」によると、加盟国のほぼすべてが一九九〇年以降に制度改革を実施している。うち十九国を調べたところ、制度改革の結果として年金の見込み額は平均で3%削減されていた。給付を減らす典型的な手段は年金支給開始年齢を引き上げた。OECD加盟国では男性の場合、六十五歳の国が多いが、米国、ソウルウェー、アイスランドの三カ国が六十七歳への引き上げを決めた。デンマーク、ドイツ、英国も引き上げを検討している。

給付年齢引き上げ / 低所得者向け充実

OECDは「若年層の不信・未納」を「二重の危機」と捉えている。民主党案は、基礎年金の引き上げ、消費税の福祉目的税化を要求している。しかし、昨夏の参院選のマニフェストでは消費税3%の引き上げの文言は消え、消費税は「通常」に引き上げられるように設計された。特別会計から「埋入」を設計するつもりだ。特別会計から「埋入」を設計するつもりだ。特別会計から「埋入」を設計するつもりだ。

新制度への移行方法の例	
ケース1	<p>制度切り替え時に20歳未満 →全額を新制度に基づいて給付</p> <p>(例1) 60歳までに、日本国内に40年以上居住 →満額支給</p> <p>(例2) 60歳までに、日本国内に15年居住 →満額×15/40を支給</p> <p>(例3) 60歳までに、日本国内に5年居住 →最低加入期間(例えば10年)より居住年数が短ければ無年金</p>
ケース2	<p>制度切り替え時に60歳以上 →全額を現行制度に基づいて給付</p> <p>(例1) 40年間保険料を払った場合→満額支給</p> <p>(例2) 30年間保険料を払った場合→満額×30/40を支給</p> <p>(例3) 30年間保険料を払い、払わなかった10年のうち3年間が全額免除期間(※)の場合 →満額×(30+3×1/3)/40=満額×31/40を支給</p>
ケース3	<p>制度切り替え時に20歳以上60歳未満 →現行制度と新制度の加入期間の長さに応じて両制度から給付</p> <p>(例1) 制度切り替え時に51歳。現行制度に31年間保険料を払い、60歳までに9年間日本国内に居住 現行制度から… (現行制度の満額)×31/40を支給 新制度から… (新制度の満額)×9/40を支給</p> <p>(例2) 制度切り替え時に51歳。現行制度で20年間保険料を払い、払わなかった11年のうち3年間が全額免除期間(※)。さらに60歳までの9年間のうち5年間日本国内に居住 現行制度から… (現行制度の満額)×(20+3×1/3)/40を支給 新制度から… (新制度の満額)×5/40を支給</p>
(※)現行制度では全額免除期間を1/3として計算する	

全額給付方式による年金制度を導入する場合、越えなければならぬ大きなハードルが制度移行期間の年金の扱いだ。円滑に新制度に切り替えるために、研究会は仮に最低加入期間を十年とし、四十年間の移行期間を設ける案を議論した。

移行期の年金給付の基礎となるのは、現行制度の加入期間と新制度の加入期間の長さに応じて、両制度から年金の給付を受ける考え方だ。現行制度に準じて二十歳以上六十歳未満の四十年間を加入期間の「満期」と仮定。年齢に応じて三

どうなる年金給付
制度移行期の年齢別に

20歳未満の場合
40年居住で満額

このケースは満額である。第一のケースは制度切り替え時の年齢が二十歳未満。年金加入は新制度の導入後なので、全額を新制度から支給する。二十歳以降、四十年間国内に居住すれば満額の六万六千円を受け取れる。税引は居住年数が受給額の基準となるので、海外生活が長いなど加入期間が十年間の場合、一満額の四十分の一の一万六千五百円として計算だ。

60歳以上の場合
全額旧制度から

第二のケースは制度切り替え時の年齢が六十歳以上。すでに現行制度に基づいて、年金の支給額は確定している。全額を旧制度から支給する。ただし、「最低加入期間(二十五年)」によって無年金となる人や、低年金者を救済するものも新制度の大きな目的。研究会では、制度切り替え時に過去にさかのぼって未納となっていた保険料を支払える特別措置の義務。移行後に

20歳以上60歳未満の場合
未納なら減額に

無年金者が消費税で年金財源を負担することへの配慮を求め意見もあった。

第三のケースが二十歳以上六十歳未満。たとえば五十一歳であれば、現行制度に加入して三十一年、新制度移行後に満期納付の四十年まであと九年だ。

この場合、現行制度から「満額の四十分の三十一」、新制度から「満額の四十分の九」を払うというのが提案の骨子だ。同じ五十一歳でも未納付の期間があれば給付を少なくし、保険料をきちんと納めた人が不利にならないようにする。

真の「皆年金」実現へ道筋

本社研究会、税方式を提案

1/7 日誌

日本経済新聞社の年金制度改革研究会は社会保険方式や税方式の長短を比較検討した結果、「基礎年金の税方式化」が優れているとの結論に達した。納付率の低下や年金記録漏れ問題なども現行の社会保険方式は国民の信頼を失い、制度の維持も難しくなっている。年金目的の消費税による税方式の導入により公的年金制度の持続性を向上させ、真の「国民皆年金」の実現にも近づける。

提案する「共通年度」

は、財源を保険料から消費税に転換し、国内居住十年で受給権が発生。移行期間は新旧両制度から加入期間に応じて給付額などの特徴がある。

大きな利点の1つは現行制度の存続を危うくしている未納・未加入の問題を解消できること。年金記録の管理も単純になり、記録漏れ問題を正すことも期待できる。たとえば、日本に最低限の雇用形態や生活様式を定めて、誰でも年金を受け取れるようにすれば、「国民皆年金」の姿、出期間二十年から例えに近い。

年金制度への国民の信頼が大きく揺らいている (東京都新宿区の新宿社会保険事務所の職員が国民の信頼を大きく揺らいている)



未納・未加入、解消へ

支給する方法を想定して「居住期間十年にする」といふ。無年金者を救う効力は、現行の基礎年金制度よりも期待している。

「社会保険方式」をいう。最低加入期間の二十年。九兆四千萬円の給付額の三分の一近くまで削減する。五年保険料を免除し、猶予された期間も含むに予置かれている。税方式は無年金となる。満額を受給するに四年間、保料を払い続けなければならぬ。

経済の活力保ってこそ

年金改革を進めると同時に欠かせないのは、生産性の向上や政府・企業の両部門の効率化を通じた日本経済の成長力をつくり出すことだ。徹底した支出削減や消費税率の引き上げは、国内の成長を抑制する恐れがある。この負担が軽くなるのは、心理的に景気を冷え込ませ、消費税率が五割に上った一九九七年に景気が落ち込んだこととは異なる。生産力(GDP)の約一・五倍の長期政府債務を抱

消費税率の引き上げは、税率の上上げは経済を冷ましておく必要がある。非グローバル競争で生き残るには、消費税率の増税。消費税率の増税は、最近の日本では消費税増税。消費税率の増税は、最近の日本では消費税増税。消費税率の増税は、最近の日本では消費税増税。

歳出減と成長促進を

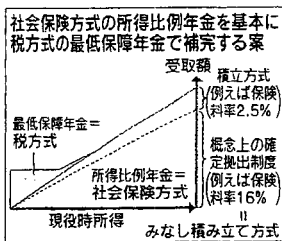
ない予算のバラマキを促す時の問題は「一括出さず」という。その給付との関係が「いまは給付を減らす」。行政部門は「いまは給付を減らす」。行政部門は「いまは給付を減らす」。行政部門は「いまは給付を減らす」。

年金を受け取るために年金制度に加入しなければならぬ最低限の期間、資格期間ともいう。原則として、社会保険方式では保険料の納付期間、税方式では居住年数が基準となる。日本の現行制度の場合、二十歳以上六十歳未満の日本に住所

年金課税 公的年金は拠出時給付時税金が優遇される。労使折半の保険料は基本的に所得税や法人税の課税対象にならない。年金給付では、公的年金課税が対象となる。年金給付が一定の収入額までに限ることなどで、高年金の人により一層の税負担を求めようとする声も強い。

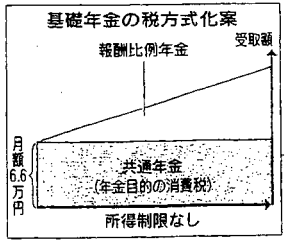
保険料を払わなくても税財源によって高齢者が基礎年金を受け取るのが税方式。払った保険料に応じて給付を受けるのが社会保険方式。税方式は未納・未加入による年金制度の空洞化を是正する期待がある。給付と負担の関係は不明確となる。

積み立て方式・賦課方式 若いうちに年金保険料を積み立てて運用し、老後に取り崩す年金が積み立て方式。ある年度の年金を同じ年度に集めた財源でまかなうのが賦課方式。日本の公的年金制度は賦課方式を基本に不足分を積立金で補う「修正賦課方式」。納めた保険料は積み



二二目的の試案は現役時
の所得に比例する社会保
険方式の年金を基本に、
無年金者・低年金者に対
しては税財源による最低
保障年金を組み合わせる
案だ。サラリーマンと自
営業者の制度も一元化を

最も力とした研究案
は、現制度の基礎年金部
分を「共通年金」に改め
財源を保険料から消費税
に切り替える考えだ。
試案の利点は簡明で公
平な制度になることだ。
制度移行後は「共通」の
名が示すように職種取
り



「最低保障分のみ税投入」
の制度に近い。
基礎年金の財源の三分
の一を税に頼る現行制度
に比べ、保険方式が原則
なので給付と負担の関係
はより明確。一方、税方
式で「公的扶助」の性格
を持つ最低保障年金は低
所得者への安全網として
機能し、「国民皆年金」
も達成できる。経済や社
会の大きな変化に応じて
給付額を調整する「マク
ロ経済スライド」や「仮想
的な賃金上昇率」を基にし

「最低保障分のみ税投入」
の制度に近い。
基礎年金の財源の三分
の一を税に頼る現行制度
に比べ、保険方式が原則
なので給付と負担の関係
はより明確。一方、税方
式で「公的扶助」の性格
を持つ最低保障年金は低
所得者への安全網として
機能し、「国民皆年金」
も達成できる。経済や社
会の大きな変化に応じて
給付額を調整する「マク
ロ経済スライド」や「仮想
的な賃金上昇率」を基にし

「最低保障分のみ税投入」
の制度に近い。
基礎年金の財源の三分
の一を税に頼る現行制度
に比べ、保険方式が原則
なので給付と負担の関係
はより明確。一方、税方
式で「公的扶助」の性格
を持つ最低保障年金は低
所得者への安全網として
機能し、「国民皆年金」
も達成できる。経済や社
会の大きな変化に応じて
給付額を調整する「マク
ロ経済スライド」や「仮想
的な賃金上昇率」を基にし

入にかかわらず年金受給
者一律額を支給する。
今は非勤めは国民年金
、自営業者は国民年金
など別の年金に分かれ
て制度が複雑になっている。
未納による国民年金
の財政力不足は厚生年金
の余資で補い、見えない
不公平が生じている。
消費税財源ならば保険
料を払わず年金を受け取
る会社員世帯の専業主婦
など「第三号被保険者」
も負担を減らす。
考慮すべき点もある。
たとえば保険料を払わず

最低保障分のみ税投入

研究会案

現役世代の負担軽減

社会保険方式の改良案

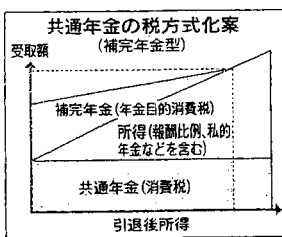
「最低保障分のみ税投入」
の制度に近い。
基礎年金の財源の三分
の一を税に頼る現行制度
に比べ、保険方式が原則
なので給付と負担の関係
はより明確。一方、税方
式で「公的扶助」の性格
を持つ最低保障年金は低
所得者への安全網として
機能し、「国民皆年金」
も達成できる。経済や社
会の大きな変化に応じて
給付額を調整する「マク
ロ経済スライド」や「仮想
的な賃金上昇率」を基にし

研究会案のほかに3つの試案を検討した

	研究会案	試案①	試案②	試案③
未納・無年金問題	原則発生しない	根絶できず	原則発生しない	原則発生しない
最低保障	なし	なし	あり	あり
世代間の公平	全世代が負担	若年者の負担が増大	税部分は全世代が負担	全世代が負担
増税の必要性	あり	制度の設計次第	制度の設計次第	制度の設計次第
財政方式	賦課	賦課	みなし積み立て	賦課

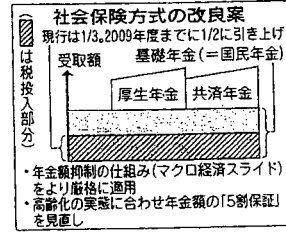
「最低保障分のみ税投入」
の制度に近い。
基礎年金の財源の三分
の一を税に頼る現行制度
に比べ、保険方式が原則
なので給付と負担の関係
はより明確。一方、税方
式で「公的扶助」の性格
を持つ最低保障年金は低
所得者への安全網として
機能し、「国民皆年金」
も達成できる。経済や社
会の大きな変化に応じて
給付額を調整する「マク
ロ経済スライド」や「仮想
的な賃金上昇率」を基にし

「最低保障分のみ税投入」
の制度に近い。
基礎年金の財源の三分
の一を税に頼る現行制度
に比べ、保険方式が原則
なので給付と負担の関係
はより明確。一方、税方
式で「公的扶助」の性格
を持つ最低保障年金は低
所得者への安全網として
機能し、「国民皆年金」
も達成できる。経済や社
会の大きな変化に応じて
給付額を調整する「マク
ロ経済スライド」や「仮想
的な賃金上昇率」を基にし



「最低保障分のみ税投入」
の制度に近い。
基礎年金の財源の三分
の一を税に頼る現行制度
に比べ、保険方式が原則
なので給付と負担の関係
はより明確。一方、税方
式で「公的扶助」の性格
を持つ最低保障年金は低
所得者への安全網として
機能し、「国民皆年金」
も達成できる。経済や社
会の大きな変化に応じて
給付額を調整する「マク
ロ経済スライド」や「仮想
的な賃金上昇率」を基にし

「最低保障分のみ税投入」
の制度に近い。
基礎年金の財源の三分
の一を税に頼る現行制度
に比べ、保険方式が原則
なので給付と負担の関係
はより明確。一方、税方
式で「公的扶助」の性格
を持つ最低保障年金は低
所得者への安全網として
機能し、「国民皆年金」
も達成できる。経済や社
会の大きな変化に応じて
給付額を調整する「マク
ロ経済スライド」や「仮想
的な賃金上昇率」を基にし



「最低保障分のみ税投入」
の制度に近い。
基礎年金の財源の三分
の一を税に頼る現行制度
に比べ、保険方式が原則
なので給付と負担の関係
はより明確。一方、税方
式で「公的扶助」の性格
を持つ最低保障年金は低
所得者への安全網として
機能し、「国民皆年金」
も達成できる。経済や社
会の大きな変化に応じて
給付額を調整する「マク
ロ経済スライド」や「仮想
的な賃金上昇率」を基にし

「最低保障分のみ税投入」
の制度に近い。
基礎年金の財源の三分
の一を税に頼る現行制度
に比べ、保険方式が原則
なので給付と負担の関係
はより明確。一方、税方
式で「公的扶助」の性格
を持つ最低保障年金は低
所得者への安全網として
機能し、「国民皆年金」
も達成できる。経済や社
会の大きな変化に応じて
給付額を調整する「マク
ロ経済スライド」や「仮想
的な賃金上昇率」を基にし

「最低保障分のみ税投入」
の制度に近い。
基礎年金の財源の三分
の一を税に頼る現行制度
に比べ、保険方式が原則
なので給付と負担の関係
はより明確。一方、税方
式で「公的扶助」の性格
を持つ最低保障年金は低
所得者への安全網として
機能し、「国民皆年金」
も達成できる。経済や社
会の大きな変化に応じて
給付額を調整する「マク
ロ経済スライド」や「仮想
的な賃金上昇率」を基にし

「最低保障分のみ税投入」
の制度に近い。
基礎年金の財源の三分
の一を税に頼る現行制度
に比べ、保険方式が原則
なので給付と負担の関係
はより明確。一方、税方
式で「公的扶助」の性格
を持つ最低保障年金は低
所得者への安全網として
機能し、「国民皆年金」
も達成できる。経済や社
会の大きな変化に応じて
給付額を調整する「マク
ロ経済スライド」や「仮想
的な賃金上昇率」を基にし

研究会のメンバー

税方式に補完年金追加

社会保険方式を改良

徴収強化に決め手なく

「最低保障分のみ税投入」
の制度に近い。
基礎年金の財源の三分
の一を税に頼る現行制度
に比べ、保険方式が原則
なので給付と負担の関係
はより明確。一方、税方
式で「公的扶助」の性格
を持つ最低保障年金は低
所得者への安全網として
機能し、「国民皆年金」
も達成できる。経済や社
会の大きな変化に応じて
給付額を調整する「マク
ロ経済スライド」や「仮想
的な賃金上昇率」を基にし

「最低保障分のみ税投入」
の制度に近い。
基礎年金の財源の三分
の一を税に頼る現行制度
に比べ、保険方式が原則
なので給付と負担の関係
はより明確。一方、税方
式で「公的扶助」の性格
を持つ最低保障年金は低
所得者への安全網として
機能し、「国民皆年金」
も達成できる。経済や社
会の大きな変化に応じて
給付額を調整する「マク
ロ経済スライド」や「仮想
的な賃金上昇率」を基にし

「最低保障分のみ税投入」
の制度に近い。
基礎年金の財源の三分
の一を税に頼る現行制度
に比べ、保険方式が原則
なので給付と負担の関係
はより明確。一方、税方
式で「公的扶助」の性格
を持つ最低保障年金は低
所得者への安全網として
機能し、「国民皆年金」
も達成できる。経済や社
会の大きな変化に応じて
給付額を調整する「マク
ロ経済スライド」や「仮想
的な賃金上昇率」を基にし

「最低保障分のみ税投入」
の制度に近い。
基礎年金の財源の三分
の一を税に頼る現行制度
に比べ、保険方式が原則
なので給付と負担の関係
はより明確。一方、税方
式で「公的扶助」の性格
を持つ最低保障年金は低
所得者への安全網として
機能し、「国民皆年金」
も達成できる。経済や社
会の大きな変化に応じて
給付額を調整する「マク
ロ経済スライド」や「仮想
的な賃金上昇率」を基にし

【社内委員】主幹・岡部直明、東京本社編集局長・高橋雄一、論説委員長・平田育夫、論説副委員長・滝田洋一、論説委員・渡辺俊介、編集局次長・長谷部剛、編集局次長兼政治部長・原出亮介、総務部長・宮本明彦、編集委員兼論説委員・大林尚、編集委員兼論説委員・菅野幹雄、ヴェリタス編集局次長・奥村茂三郎

【外部委員】宮島洋早 稲田大学法学部教授、法学部教授、西沢和彦 日本総合研究所調査部ビジネス戦略センター主任研究員、土居丈朗 慶応義塾大学経済学部准教授



本社研究会で議論する外部委員の(左から)西沢氏、土居氏、宮島氏

また経済財政諮問会議の八代尚宏議員(国際基督教大学教養学部教授)からも同会議の民間議員提案について聞く機会を設けました。

3人の外部委員の意見は15日から経済教室面で連載する予定です。

「最低保障分のみ税投入」
の制度に近い。
基礎年金の財源の三分
の一を税に頼る現行制度
に比べ、保険方式が原則
なので給付と負担の関係
はより明確。一方、税方
式で「公的扶助」の性格
を持つ最低保障年金は低
所得者への安全網として
機能し、「国民皆年金」
も達成できる。経済や社
会の大きな変化に応じて
給付額を調整する「マク
ロ経済スライド」や「仮想
的な賃金上昇率」を基にし

「最低保障分のみ税投入」
の制度に近い。
基礎年金の財源の三分
の一を税に頼る現行制度
に比べ、保険方式が原則
なので給付と負担の関係
はより明確。一方、税方
式で「公的扶助」の性格
を持つ最低保障年金は低
所得者への安全網として
機能し、「国民皆年金」
も達成できる。経済や社
会の大きな変化に応じて
給付額を調整する「マク
ロ経済スライド」や「仮想
的な賃金上昇率」を基にし